

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和6年4月11日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 藤井 載子

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	2,970,000	@270000円 × × 11ヶ月 = 2,970,000 円
収入合計	2,970,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	132,577	132,577	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	371,295	371,295	
人 件 費	772,286	772,286	
事 務 ・ 事 務 所 費	921,512	921,512	
支 出 合 計	2,197,670	2,197,670	

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 時事通信社 Ijump と 契約・視察 ガソリン代	5/1～3/31	政務活動の情報収集
【広報・広聴費】	5/1～3/31	市政報告書に記載された内容に合致する堺市内の各地・各駅で配布・ポスティングの為、レポートの作成・印刷を行いました。
【人件費】	5/1～3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為、事務員を雇用しました。
【事務・事務所費】 事務所費用	5/1～3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為の事務所費用（家賃・電話・インターネット・光熱費・自動車リース代・文房具費等）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
05.6.05	6-1		32,264	-146,226	5月 自動車のリース代金	①	
05.6.07	6-2		2,400	-148,626	ガソリン代金	①	
05.6.09		540,000		391,374			
05.6.9	6-3		35,464	355,910	6月分事務所賃借料	⑩	
05.6.12	6-4		16,500	339,410	JAMP購読料7~9月分	①	
05.6.20	6-5		1,482	337,928	6月分電気代金	⑨	
05.6.27	6-6		5,719	332,209	5月分インターネット、電話代金	⑨	
05.6.27	6-7		35,464	296,745	7月分事務所賃借料	⑩	
05.6.29	6-8		2,990	293,755	メンディングテープ・コピー用紙	⑨	
05.6.30	6-9		76,774	216,981	6月分人件費	⑧	
月計		540,000	209,057				
累計		540,000	323,019	216,981			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
05.7.05	7-1		32,264	184,717	6月 自動車のリース代金	⑨	
05.7.08	7-2		180	184,537	駐車場代	⑦	
05.7.10		810,000		994,537	政務活動費7月～9月分受入れ		
05.7.11	7-3		2,400	992,137	ガソリン代金	①	
05.7.21	7-4		1,859	990,278	7月分電気代金	③	
05.7.24	7-5		481	989,797	電池購入費	③	
05.7.26	7-6		1,176	988,621	5～6月分水道料金	⑩	
05.7.27	7-7		6,668	981,953	6月分インターネット、電話代金	⑤	
05.7.27	7-8		35,464	946,489	8月分事務所賃借料	⑩	
05.7.27	7-9		1,110	945,379	名刺代金	⑦	
05.7.31	7-10		68,244	877,135	7月分人件費	⑧	
月計		810,000	149,846				
累計		1,350,000	472,865	877,135			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
05.9.01	9-1		325	734,296	カッター刃	⑨	
05.9.04	9-2		288	734,008	トイレトペーパー	⑨	
05.9.05	9-3		32,264	701,744	8月 自動車のリース代金	⑨	
05.9.11	9-4		16,500	685,244	JAMP購読料10～12月分	①	
05.9.14	9-5		13,069	672,175	源泉徴収税（1～6月分）	⑧	
05.9.21	9-6		1,994	670,181	9月分電気代金	⑨	
05.9.26	9-7		1,144	669,037	7～8月分水道料金	⑨	
05.9.27	9-8		5,569	663,468	8月分インターネット、電話代金	⑨	
05.9.29	9-9		63,979	599,489	9月分人件費	⑧	
月計		0	135,132				
累計		1,350,000	750,511	599,489			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
05.10.05	10-1		32,264	567,225	9月 自動車のリース代金	⑩	
05.10.05	10-2		37,600	529,625	視察旅費	①	
05.10.05	10-3		2,860	526,765	視察旅費（電車代）	①	
05.10.10	10-4		980	525,785	ラベルシール代金	⑨	
05.10.10		810,000		1,335,785	政務活動費10月～12月分受入れ		
05.10.11	10-5		952	1,334,833	ラベルシール代金	⑨	
05.10.12	10-6		420	1,334,413	視察旅費（電車）代金	①	
05.10.12	10-7		290	1,334,123	視察旅費（電車）代金	①	
05.10.12	10-8		210	1,333,913	視察旅費（電車）代金	①	
05.10.12	10-9		210	1,333,703	視察旅費（電車）代金	①	
05.10.12	10-10		200	1,333,503	視察旅費（宿泊税）	①	
05.10.12	10-11		35,420	1,298,083	10月分事務所賃借料	⑨	
05.10.13	10-12		402	1,297,681	視察旅費（タクシー）代金	①	
05.10.13	10-13		382	1,297,299	視察旅費（タクシー）代金	①	
05.10.13	10-14		16,618	1,280,681	市政レポート（郵便）代金	⑦	
05.10.14	10-15		16,000	1,264,681	市政レポート（デザイン）代金	⑦	
05.10.20	10-16		1,807	1,262,874	10月分電気代金	⑨	
05.10.27	10-17		5,590	1,257,284	9月分インターネット、電話代金	⑩	
05.10.27	10-18		35,420	1,221,864	11月分事務所賃借料	⑨	
05.10.30	10-19		2,303	1,219,561	ガソリン代金	①	
05.10.31	10-20		72,509	1,147,052	10月分人件費	⑧	
月計		810,000	262,437				
累計		2,160,000	1,012,948	1,147,052			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
05.11.09	11-1		320	1,146,732	自動車保険代金	⑨	
05.11.20	11-2		2,904	1,143,828	ガソリン代金	①	
05.11.21	11-3		1,503	1,142,325	11月分電気代金	⑨	
05.11.27	11-4		1,176	1,141,149	9~10月分水道料金	⑨	
05.11.27	11-5		58,216	1,082,933	市政レポート(印刷)代金	⑦	
05.11.27	11-6		2,608	1,080,325	市政レポート(印刷)代金	⑦	
05.11.27	11-7		5,823	1,074,502	10月分インターネット、電話代金	⑨	
05.11.29	11-8		35,420	1,039,082	12月分事務所賃借料	⑨	
05.11.30	11-9		63,979	975,103	11月分人件費	⑧	
月計		0	171,949				
累計		2,160,000	1,184,897	975,103			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
05.12.05	12-1		72,907	902,196	10.11月 自動車のリース代金	⑨	
05.12.05	12-2		1,029	901,167	インク代金	⑨	
05.12.06	12-3		261	900,906	ゴミ袋代金	⑨	
05.12.11	12-4		16,500	884,406	JAMP購読料1～3月分	①	
05.12.20	12-5		1,926	882,480	12月分電気代金	⑨	
05.12.27	12-6		5,556	876,924	11月分インターネット、電話代金	⑨	
05.12.29	12-7		72,509	804,415	12月分人件費	⑧	
月計		0	170,688				
累計		2,160,000	1,355,585	804,415			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.1.05	1-1		36,453	767,962	12月 自動車のリース代金	⑨	
06.1.06	1-2		2,855	765,107	ガソリン代金	①	
06.1.10	1-3		183,304	581,803	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
06.1.10	1-4		35,420	546,383	1月分事務所賃借料	⑨	
06.1.10		810,000		1,356,383	政務活動費1月~3月分受入れ		
06.1.10	1-5		16,000	1,340,383	市政レポート(デザイン)代金	⑦	
06.1.15	1-6		16,811	1,323,572	市政レポート(郵便)代金	⑦	
06.1.16	1-7		12,799	1,310,773	源泉徴収税(7~12月分)	⑧	
06.1.24	1-8		2,300	1,308,473	1月分電気代金	⑩	
06.1.26	1-9		1,144	1,307,329	11~12月分水道料金	⑨	
06.1.26	1-10		53,272	1,254,057	自動車保険代金	⑨	
06.1.29	1-11		5,570	1,248,487	12月分インターネット、電話代金	⑨	
06.1.29	1-12		9,916	1,238,571	インク代金	⑨	
06.1.31	1-13		35,420	1,203,151	2月分事務所賃借料	⑨	
06.1.31	1-14		59,713	1,143,438	1月分人件費	⑧	
月計		810,000	470,977				
累計		2,970,000	1,826,562	1,143,438			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.2.05	2-1		36,453	1,106,985	1月 自動車のリース代金	⑨	
06.2.06	2-2		29,260	1,077,725	インクジェット複合機修理代金	⑨	
06.2.21	2-3		2,292	1,075,433	2月分電気代金	⑨	
06.2.27	2-4		58,216	1,017,217	市政レポート（印刷）代金	⑦	
06.2.27	2-5		2,232	1,014,985	市政レポート（印刷）代金	⑦	
06.2.27	2-6		5,723	1,009,262	1月分インターネット、電話代金	⑨	
06.2.29	2-7		35,420	973,842	3月分事務所賃借料	⑨	
06.2.29	2-8		63,979	909,863	2月分人件費	⑧	
月計		0	233,575				
累計		2,970,000	2,060,137	909,863			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井載子

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
06.3.05	3-1		36,453	873,410	2月 自動車のリース代金	⑨	
06.3.11	3-2		16,500	856,910	JAMP購読料4~6月分	①	
06.3.16	3-3		3,106	853,804	ガソリン代金	①	
06.3.21	3-4		2,097	851,707	3月分電気代金	⑨	
06.3.26	3-5		1,208	850,499	1~2月分水道料金	⑨	
06.3.27	3-6		5,660	844,839	2月分インターネット、電話代金	⑨	
06.3.31	3-7		72,509	772,330	3月分人件費	⑧	
月計		0	137,533				
累計		2,970,000	2,197,670	772,330			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2023 年 4 月 1 日 ~ 2024 年 3 月 31 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5 時間 × 4 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1, 100 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16 時間 (週勤務時間数) 20 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで	
就業場所	堺市東区西野 401-2-210	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 6時30分まで ()	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日	
給与(賃金)	時給 1,100円	
給与支払	月末締、月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
	2023 年 4月 / 日	
雇用者	藤井 載子 印	
被雇用者		

出勤簿 (2023 年 5 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	13:30	18:30	5:00	:	
2日	火	13:30	18:30	5:00	:	
3日	水	:	:	:	:	祝日
4日	木	:	:	:	:	祝日
5日	金	:	:	:	:	祝日
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	13:30	18:30	5:00	:	
9日	火	13:30	18:30	5:00	:	
10日	水	:	:	:	:	
11日	木	13:30	18:30	5:00	:	
12日	金	13:30	18:30	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	13:30	18:30	5:00	:	
16日	火	13:30	18:30	5:00	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	13:30	18:30	5:00	:	
19日	金	13:30	18:30	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	13:30	18:30	5:00	:	
23日	火	13:30	18:30	5:00	:	
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	13:30	18:30	5:00	:	
26日	金	13:30	18:30	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	13:30	18:30	5:00	:	
30日	火	13:30	18:30	5:00	:	
31日	水					
合計				80:00	:	
出勤日数						16日



出 勤 簿 (2023 年 6 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	木	13:30	18:30	5:00	:	
2日	金	13:30	18:30	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	13:30	18:30	5:00	:	
6日	火	13:30	18:30	5:00	:	
7日	水	:	:	:	:	
8日	木	13:30	18:30	5:00	:	
9日	金	13:30	18:30	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	13:30	18:30	5:00	:	
13日	火	13:30	18:30	5:00	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	13:30	18:30	5:00	:	
16日	金	13:30	18:30	5:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:30	18:30	5:00	:	
20日	火	13:30	18:30	5:00	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	13:30	18:30	5:00	:	
23日	金	13:30	18:30	5:00	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:30	18:30	5:00	:	
27日	火	13:30	18:30	5:00	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	13:30	18:30	5:00	:	
30日	金	13:30	18:30	5:00	:	
合計				90:00	:	
出勤日数				18日		



出 勤 簿 (2023 年 7 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	13:30	18:30	5:00	:	
4日	火	13:30	18:30	5:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	13:30	18:30	5:00	:	
7日	金	13:30	18:30	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	13:30	18:30	5:00	:	
11日	火	13:30	18:30	5:00	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	13:30	18:30	5:00	:	
14日	金	13:30	18:30	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	:	:	:	:	祝日
18日	火	13:30	18:30	5:00	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	13:30	18:30	5:00	:	
21日	金	13:30	18:30	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	13:30	18:30	5:00	:	
25日	火	13:30	18:30	5:00	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	13:30	18:30	5:00	:	
28日	金	13:30	18:30	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	月	13:30	18:30	5:00	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出 勤 簿 (2023 年 8 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	13:00	18:30	5:00	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	13:30	18:30	5:00	:	
4日	金	13:30	18:30	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:30	18:30	5:00	:	
8日	火	13:30	18:30	5:00	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	13:30	18:30	5:00	:	
11日	金	:	:	:	:	祝日
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	:	:	:	:	休み
15日	火	:	:	:	:	休み
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	13:30	18:30	5:00	:	
18日	金	13:30	18:30	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	13:30	18:30	5:00	:	
22日	火	13:30	18:30	5:00	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	13:30	18:30	5:00	:	
25日	金	13:30	18:30	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:30	18:30	5:00	:	
29日	火	13:30	18:30	5:00	:	
30日	水	:	:	:	:	
31日	木	13:30	18:30	5:00	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出 勤 簿 (2023 年 9 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	金	13:30	18:30	5:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	13:30	18:30	5:00	:	
5日	火	13:30	18:30	5:00	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	13:30	18:30	5:00	:	
8日	金	13:30	18:30	5:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	13:30	18:30	5:00	:	
12日	火	13:30	18:30	5:00	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	13:30	18:30	5:00	:	
15日	金	13:30	18:30	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	:	:	:	:	祝日
19日	火	13:30	18:30	5:00	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	:	:	:	:	休み
22日	金	13:30	18:30	5:00	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	13:30	18:30	5:00	:	
26日	火	13:30	18:30	5:00	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	13:30	18:30	5:00	:	
29日	金	13:30	18:30	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出 勤 簿 (2023 年 10 月)

氏名：

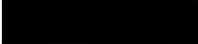


日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	13:30	18:30	5:00	:	
3日	火	13:30	18:30	5:00	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	13:30	18:30	5:00	:	
6日	金	13:30	18:30	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	:	:	:	:	祝日
10日	火	13:30	18:30	5:00	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	13:30	18:30	5:00	:	
13日	金	13:30	18:30	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	13:30	18:30	5:00	:	
17日	火	13:30	18:30	5:00	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	13:30	18:30	5:00	:	
20日	金	13:30	18:30	5:00	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	13:30	18:30	5:00	:	
24日	火	13:30	18:30	5:00	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	13:30	18:30	5:00	:	
27日	金	13:30	18:30	5:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	13:30	18:30	5:00	:	
31日	火	13:30	18:30	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出勤簿 (2023 年 11 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	:	:	:	:	
2日	木	13:30	18:30	5:00	:	
3日	金	:	:	:	:	祝日
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	13:30	18:30	5:00	:	
7日	火	13:30	18:30	5:00	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	13:30	18:30	5:00	:	
10日	金	13:30	18:30	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	13:30	18:30	5:00	:	
14日	火	13:30	18:30	5:00	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	13:30	18:30	5:00	:	
17日	金	13:30	18:30	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	13:30	18:30	5:00	:	
21日	火	13:30	18:30	5:00	:	
22日	水	:	:	:	:	
23日	木	:	:	:	:	祝日
24日	金	13:30	18:30	5:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	13:30	18:30	5:00	:	
28日	火	13:30	18:30	5:00	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	13:30	18:30	5:00	:	
		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2023 年 12 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	13:30	18:30	5:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	13:30	18:30	5:00	:	
5日	火	13:30	18:30	5:00	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	13:30	18:30	5:00	:	
8日	金	13:30	18:30	5:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	13:30	18:30	5:00	:	
12日	火	13:30	18:30	5:00	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	13:30	18:30	5:00	:	
15日	金	13:30	18:30	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	13:30	18:30	5:00	:	
19日	火	13:30	18:30	5:00	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	13:30	18:30	5:00	:	
22日	金	13:30	18:30	5:00	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	13:30	18:30	5:00	:	
26日	火	13:30	18:30	5:00	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	13:30	18:30	5:00	:	
29日	金	13:30	18:30	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出勤簿 (2024 年 1 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	:	:	:	:	
2日	火	:	:	:	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	:	:	:	:	
5日	金	13:30	18:30	5:00	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	:	:	:	:	祝日
9日	火	13:30	18:30	5:00	:	
10日	水	:	:	:	:	
11日	木	13:30	18:30	5:00	:	
12日	金	13:30	18:30	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	13:30	18:30	5:00	:	
16日	火	13:30	18:30	5:00	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	13:30	18:30	5:00	:	
19日	金	13:30	18:30	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	13:30	18:30	5:00	:	
23日	火	13:30	18:30	5:00	:	
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	13:30	18:30	5:00	:	
26日	金	13:30	18:30	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	13:30	18:30	5:00	:	
30日	火	13:30	18:30	5:00	:	
31日	水	:	:	:	:	
合計				70:00	:	
出勤日数				14日		



出勤簿 (2024 年 2 月)

氏名 :



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	木	13:30	18:30	5:00	:	
2日	金	13:30	18:30	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	13:30	18:30	5:00	:	
6日	火	13:30	18:30	5:00	:	
7日	水	:	:	:	:	
8日	木	13:30	18:30	5:00	:	
9日	金	13:30	18:30	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	祝日
13日	火	13:30	18:30	5:00	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	13:30	18:30	5:00	:	
16日	金	13:30	18:30	5:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:30	18:30	5:00	:	
20日	火	13:30	18:30	5:00	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	13:30	18:30	5:00	:	
23日	金	:	:	:	:	祝日
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:30	18:30	5:00	:	
27日	火	13:30	18:30	5:00	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	13:30	18:30	5:00	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2024 年 3 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	金	13:30	18:30	5:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	13:30	18:30	5:00	:	
5日	火	13:30	18:30	5:00	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	13:30	18:30	5:00	:	
8日	金	13:30	18:30	5:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	13:30	18:30	5:00	:	
12日	火	13:30	18:30	5:00	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	13:30	18:30	5:00	:	
15日	金	13:30	18:30	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	13:30	18:30	5:00	:	
19日	火	13:30	18:30	5:00	:	
20日	水	:	:	:	:	祝日
21日	木	13:30	18:30	5:00	:	
22日	金	13:30	18:30	5:00	:	
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	13:30	18:30	5:00	:	
26日	火	13:30	18:30	5:00	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	13:30	18:30	5:00	:	
29日	金	13:30	18:30	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 XXXXXXXXXX を甲とし、賃借人 藤井 載子 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市東区西野401番地2、401番地1		
住居表示	大阪府堺市東区西野401番地2		
家屋番号	401番2の2	建物種類	店舗・共同住宅
建物名称	SOLOやぶ内	住戸番号	2F 210号室
構造	鉄骨造 スレート葺 2階建（目的物の所在階数 2階）		
	（ <input checked="" type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> その他 ）。		
床面積	約18.96 m ²		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	ミニキッチン、電気コンロ、ミニ冷蔵庫、シャワー、UB、洗面台、室内洗濯置場、電気温水器		
付属施設	駐車場		
付記事項			

※記入例→ 施行仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期 および 引渡し日	2 年間
西暦2019年 9月 24日 より	
終 期	西暦2021年 9月 23日 まで

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合	
賃料	月額 40,000円	■賃料、消費税、浄化槽 使用料を振込による方法 により、毎月末日迄に着 金になるように、翌月分を 先払いする。 ■振込に掛かる費用は、 乙の負担とする。	金融機関名	池田泉州銀行 北野田支店
消費税	2019年9月30日迄 月額 3,200円		預金	<input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座
消費税	2019年10月1日～ 月額 4,000円		口座番号	██████████
光熱費	実費		宛先名義人	██████████
			フリガナ	██████████

(4) 敷金・礼金

敷金	円	礼金(税込)	金 █████ 円
----	---	--------	-----------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 氏名	〒 599-8125 大阪府堺市 █████ ██████████ TEL ██████████
管理人 (社名・代表者)	住所 氏名	〒 599-8125 大阪府堺市東区西野401番地2 ██████████ TEL ██████████

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)	藤井 載子	議員事務所	本人
家族又は従業者・ 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業員○○名)等 記入 ()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市 █████		
	氏名	██████████	年齢	████
	職業	██████████	借主との関係	████

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
- 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
 - 乙は、前項2の事業内容を変更する場合は、甲に対して事前に書面に依る通知を行い、甲からの書面に依る承諾を必要とする。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
- 更新を行う際、甲・乙双方のどちらか一方が本契約記載内容事項に変更事由がある時は、甲は、契約期間満了の6ヶ月以上前までに、乙は、契約期間満了の3ヶ月以上前までに書面で異議・申出等を行うものとする。
 - 前項、更新の際、甲及び乙双方より申出等がない場合は、2年間同一条件で更新するものとする。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
- 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
 - 乙は、翌月分の賃料に消費税を加算し、毎月末日までに着金になるように甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
 - 前項、賃料の支払債務を遅延した場合は、年（365日あたり）14.5%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。
 - 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。但し、退去月については、月の途中で退去した場合でも、日割清算は行わないものとする。
 - 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(敷金・礼金)

- 第4条 乙は、敷金として標記金額を甲に預託する。
- 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した敷金を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記敷金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
 - 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と敷金とを相殺することはできない。
 - 乙は、この敷金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または敷金を他の債務の担保に供してはならない。
 - 乙に賃料の不払い、その他本契約に関して発生する債務の支払いを遅延した時は、甲は催告をして敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に通知するものとする。乙は、甲より充当の通知を受けた時は、通知を受けた日から10日以内に甲に対して敷金の不足額を追加して預託しなければならない。

6. 乙は、礼金として標記金額を甲に差し入れるものとする。本契約の礼金は、本契約締結に際し、一時金として借主が負担する金員であり返還されません。また、契約期間の長短に拘らず返還されません。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることの他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 電球、蛍光灯、LED、ヒューズ、パッキン等の取換えは乙の負担とする。

5. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

6. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 標記の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (3) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (4) 本物件の全部または、一部に第三者の物品等を保管すること。
- (5) 建物及び工作物の新築・改築・増築を行うこと。
- (6) 有害物質の使用を行うこと。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造及び保管すること。
- (8) 騒音等の迷惑行為及び危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (9) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (10) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条の賃料等の支払義務

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的遵守義務

(2) 第11条(承諾が必要な事項)に規定する事項の遵守義務

(3) 第12条(禁止事項)に規定する事項の遵守義務

(4) 第13条(第三者同居の禁止)の遵守義務

(5) その他本契約書に規定する乙の義務

(6) 入居時に乙または連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明した時

(7) 銀行取引の停止

(8) 破産手続きの開始

(9) 民事再生手続きの開始

(10) 会社更生手続きの開始

(11) 清算手続きの開始

(12) 監督官庁から営業停止または営業許可若しくは営業登録の取消処分を受けた時

(13) その他資産、信用状況が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある時

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の3ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の3ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2. 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の6ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

ただし、甲から解除を行う場合は、正当事由がある場合に限られる。

(明け渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲に買取りを請求することはできない。

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

- 第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、法廷更新及び合意更新された場合でも、前項同様とする。
 3. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。
 4. 前項の場合、乙は、甲から連帯保証人の変更、または追加要求を受けた時は直ちに必要手続きをとらなければならない。
 5. 連帯保証人は、甲の承諾がなければ、この保証契約を解除することは出来ない。

(雑則)

- 第20条 本物件における電気、ガス、上水、電話、インターネット等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(火災保険)

- 第21条 甲は、引渡しまでに本物件に対して時価相当額の火災保険に加入するものとする。
2. 乙は、乙の備品・設備等を主契約とする借家人賠償責任特約付火災保険に加入するものとするものとし、その証書の写しを甲に提出するものとする。
 3. 前項1及び2に関する保険料及び更新料は、甲及び乙各々が負担するものとする。

(消費税)

- 第22条 乙は、第3条に定める賃料、第4条第6項の礼金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
2. 乙は、消費税の税改正が行われた場合は、改正後の消費税をそれぞれ加算し甲に支払うものとする。

(協議事項)

- 第23条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約条項)

第 25 条 下記条項のとおりとする。

1. 貸主は、本物件を現状有姿で借主に引渡しするものとします。
2. 借主は、本物件内の維持管理及びメンテナンスを行うものとします。また、借主が営む事業等に必要となる工事は借主の費用負担で行うものとします。
3. 本契約は、一代限りとし借主の変更及び権利の譲渡はできないものとします。
4. 契約条項第 3 条 2 項、第 4 条 1 項～5 項全文抹消
5. 本契約の賃料発生起算日は、西暦 2019 年 9 月 24 日からとします。
6. 借主は、事業を営むにあたり、消防設備、看板設置・申請・許可等につき大阪府条例及び堺市条例に遵守するものとします。
7. 借主は、事務所内のごみ搬出については、堺市で定められている事業系一般廃棄物の取扱業者と直接契約を行い、借主の費用負担で処理及び支払い等を行うものとします。
8. 借主は、従業員・使用人・出入り業者・顧客等の管理責任を負うものとし、近隣テナント及び第三者に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとします。万一、近隣テナント及び第三者から苦情・損害等が生じた場合は、借主の責任に於いて速やかに対応し解決するものとします。
9. 借主が新設・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課については、其名義の如何を問わず借主が負担するものとし、賦課分離の手続きに関して貸主に協力するものとします。
10. 契約条項第 12 条 4 項に違反してその物品等が明渡しに伴い、貸主より処分された時は借主がその物品所持者にその責任を負うものとします。
11. 本契約を更新する場合でも、更新手数料は掛からないものとします。
12. 明渡しに於いては、契約条項第 18 条に従い、借主の動産類及び屋号等を全て撤去し貸主へ明渡すものとします。
13. 借主が明渡しに於いて、賃料の滞納、損害の賠償、その他本契約から生じた債務等が存在する時は、明渡し時までそれらを全て清算するものとします。

以

26 条. 反社会的勢力排除条項
(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人署名捺印の上、甲、乙各々その一通を保有する。

西暦 2019年 9月 24日

甲（賃貸人）

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙（賃借人）

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第 37 条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事（ 1 ）第 60437号
事務所所在地 大阪府大阪狭山市菜萸木一丁目 11 番地の 3
商号（名称） 株式会社アイ・リンクライフ [REDACTED]
代表者氏名 代表取締役 浅田 清美
宅地建物取引主任者 登録番号 （大阪）第 103907号
氏名 浅田 清美 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

西暦 2019 年 9 月 24 日

事業用建物賃貸建物《 SOLOやぶ内 》

賃貸人

殿

賃借人

住所

堺市

氏名

藤井 載子

(Tel

)

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 SOLOやぶ内 》(2F210号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、建物の鍵 3 本（玄関入口鍵： 3 本）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

お客様へ必ずお渡してください。

申込日 2019年7月16日
契約日 2019年7月16日

19/07/10 17:00:42 0017154

HFC 01201903

リース見積 試算番号

新車	中古車								
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

法人名

個人名

住所

電話番号

所在地

車種

使用先

優先

個人事業者のお客様は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。

リース期間は登録日又は届出日が開始日となります。(中古車の場合は、名義変更日)車両登録番号等については、後日、「リース料お支払明細」等でご連絡させていただきます。

私及び連帯保証予定者は、裏面記載の「お申込の内容」及び「自動車リース契約(申込を含む)」における個人情報取扱に関する事項に同意の上、申込をします。

私及び連帯保証予定者は、本申込に係る審査のため、適時は顧客管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私及び連帯保証予定者の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

東京都武蔵野市中町二丁目4番15号
株式会社ホンダファイナンス
代表取締役 高橋明宏

コード 3 3 5 1 1 0 5 - 0 1

大阪府高石市西取石6-1-15

C堺西
寺山ホンダ販売(株)
高石東店
TEL 0722-64-2351
FAX 0722-65-2322

コード 030 組番

三菱UFJ 大東野 当座

7ジウ トシ?

藤井 戦子

お申込者との関係

1.親子 2.夫婦 3.兄弟 4.親戚 5.代行者 6.上司 7.同僚 8.その他

氏名

性別

生年月日

住所

お申込者との関係

1.親子 2.夫婦 3.兄弟 4.親戚 5.代行者 6.上司 7.同僚 8.その他

氏名

性別

生年月日

住所

車種 中古車

型式 DBA-JF3

年 月 日

タイプ G・EX SEN

付属品・その他 ドアバイザ ナンバーレ フロアマット OPアンテナ ナビ194 ナビATT ドライブR 値引

規定積算基本額 2,225,820 円

走行距離 月間 1.0 千km/月
期間 48.0 千km
超過走行料 5 円/km

リース開始日	年 月 日	期間	約定期間	約定期間	約定期間	約定期間	約定期間	約定期間	約定期間
2019年12月5日		48ヶ月	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
リース完了日	年 月 日	ヶ月	年 月 日	日	日	日	日	日	日
(A)リース料お支払総額	1,935,888 円	内消費税等	175,968 円	月額リース料	40,331 円	(E)リース料支払合計	1,935,888 円	内消費税等	175,968 円
(B)リース料お支払総額	0 円	内消費税等	0 円	(E)リース料	3,666 円	(A)-(D)	1,935,888 円	内消費税等	175,968 円
(C)リース料お支払総額	0 円	内消費税等	0 円	リース料	0 円				
(D)リース料お支払総額	0 円	内消費税等	0 円	リース料	0 円				

加入条件

フリート割引・割増率

フリート等級 等級 年齢問わず担保 () 歳未満不担保

対人賠償 対物賠償 賠償限度額 人身賠償

対人賠償 万円 対物賠償 万円 賠償限度額 万円 人身賠償 万円

車両保険

一般条件 その他 () 万円

項目	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
車庫代	○	登録費用	○	自動車税	○	自動車取得税	○	自動車重量税	○
自動車税	○	道路運送車両法費用	○	任意保険料	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○
自動車取得税	○	任意保険料	○	メンテナンス料	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○
自動車重量税	○	メンテナンス料	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○
自動車重量税	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○	自動車重量税	○

項目	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
総額車検費用	○	バッテリー交換	○	指定点検整備	○	一般整備	○	エンジンオイル交換	○
指定点検整備	○	タイヤ交換	○	一般整備	○	エンジンオイル交換	○		
一般整備	○								
エンジンオイル交換	○								

【お申込の注意事項】
①この契約はお客様自身の責任において、お申込の欄に上記記載事項を記入の上、本契約におおきく同意の上、ご自身で責任を負います。
②自動車リース料金は、お申込の欄に記入された内容に基づき算出されています。お申込の欄に記入された内容と異なる場合は、お申込の欄に記入された内容に基づき算出させていただきます。
③お申込の欄に記入された内容に基づき算出されたリース料金は、お申込の欄に記入された内容に基づき算出させていただきます。
④お申込の欄に記入された内容に基づき算出されたリース料金は、お申込の欄に記入された内容に基づき算出させていただきます。

【個人情報の取扱いに関するご注意】
①お客様が申込され、又は、契約された事実に関する情報は、当行判断及び毎年度の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟者及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟者へ提供させていただきます。
②貴行の申込書(自動車リース契約(申込を含む))における個人情報の取扱いに関する事項に、ご同意の上、同意事項記載の第1条(1)に記載の利用目的の2以降に同意されない場合は、同意6条に基づき対応させていただきます。別途、当社までお申し下下さい。

B14ADK1000159#

〒
大阪府堺市東区

藤井 載子 様

〒180-0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏栄ビルディング2F
株式会社ホンダファイナンス
カスタマーセンター
TEL 0120-555-381**ホンダカーリースご契約のしおり**

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。
お車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、
ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	令和 5年 8月 4日
契約番号	
ご使用者	藤井 載子 様
車種	N-BOX FF
登録年月日	令和 5年 10月 30日
登録番号	
車台番号	
リース期間	令和 5年 10月 30日から 令和 9年 10月 29日まで 48ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

〈取扱販売会社〉寺山ホンダ販売(株)
HondaCars堺西
高石東店

大阪府高石市西取石6-1-15

TEL 0722-64-2351

〈指定サービス工場〉寺山ホンダ販売(株)
HondaCars堺西
高石東店

大阪府高石市西取石6-1-15

TEL 0722-64-2351

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
 お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様
 お願い申し上げます
 ☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
 表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

〈ご契約内容〉

ご契約番号	[REDACTED]	ご契約日	令和 5年 8月 4日	ご契約区分	新規リース
ご契約者様	藤井 載子 様				
リース期間	令和 5年10月30日 ~ 令和 9年10月29日 (48ヶ月)				
お取扱販売店名	寺山ホンダ販売(株) 高石東店				
物件内容	N-BOX FF [REDACTED]				

〈お支払内容〉

お支払方法	口座振替	お支払回数	47回	消費税率	10%
お支払期日	毎月 5日	お支払総額	2,187,216円	(内消費税)	198,837円
リース料 お引落口座	*個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただいております。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。				

お支払総額に係る消費税額を適格請求書としてご利用ください。
 リース料ご請求書をご利用のお客様は、こちらを適格請求書としてご利用ください。

お支払期日は**毎月 5日**です。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります)
 毎月のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

B03A6K1000114



お
が
は
便
郵

リース料お支払明細書

年	月	日	お支払金額	内リース料	内消費税	年	月	日	お支払金額	内リース料	内消費税
1	5	12	91,134	82,850	8,284	43	9	6	45,567	41,425	4,142
2	6	1	45,567	41,425	4,142	44	9	7	45,567	41,425	4,142
3	6	2	45,567	41,425	4,142	45	9	8	45,567	41,425	4,142
4	6	3	45,567	41,425	4,142	46	9	9	45,567	41,425	4,142
5	6	4	45,567	41,425	4,142	47	9	10	45,567	41,425	4,142
6	6	5	45,567	41,425	4,142						
7	6	6	45,567	41,425	4,142						
8	6	7	45,567	41,425	4,142						
9	6	8	45,567	41,425	4,142						
10	6	9	45,567	41,425	4,142						
11	6	10	45,567	41,425	4,142						
12	6	11	45,567	41,425	4,142						
13	6	12	45,567	41,425	4,142						
14	7	1	45,567	41,425	4,142						
15	7	2	45,567	41,425	4,142						
16	7	3	45,567	41,425	4,142						
17	7	4	45,567	41,425	4,142						
18	7	5	45,567	41,425	4,142						
19	7	6	45,567	41,425	4,142						
20	7	7	45,567	41,425	4,142						
21	7	8	45,567	41,425	4,142						
22	7	9	45,567	41,425	4,142						
23	7	10	45,567	41,425	4,142						
24	7	11	45,567	41,425	4,142						
25	7	12	45,567	41,425	4,142						
26	8	1	45,567	41,425	4,142						
27	8	2	45,567	41,425	4,142						
28	8	3	45,567	41,425	4,142						
29	8	4	45,567	41,425	4,142						
30	8	5	45,567	41,425	4,142						
31	8	6	45,567	41,425	4,142						
32	8	7	45,567	41,425	4,142						
33	8	8	45,567	41,425	4,142						
34	8	9	45,567	41,425	4,142						
35	8	10	45,567	41,425	4,142						
36	8	11	45,567	41,425	4,142						
37	8	12	45,567	41,425	4,142						
38	9	1	45,567	41,425	4,142						
39	9	2	45,567	41,425	4,142						
40	9	3	45,567	41,425	4,142						
41	9	4	45,567	41,425	4,142						
42	9	5	45,567	41,425	4,142						

※お支払金額、※リース料お支払額、※消費税などを記載される場合は、表記「お支払先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位：円)
 反対面にも記載があります。同様にご注意ください。

自動車保険変更手続き完了のお知らせ (変更確認書)

保険契約者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒

取締役社長

新納啓介

住所 大阪府堺市

本社 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

氏名 様

■ご契約内容に関するお問い合わせ先

あいおいニッセイ同和損害保険 カスタマーセンター (RTD-10) TEL 0120-95-0055

代理店・振替/仲立人 日本生命 (CCBE) in

代理店 アフコード 代理店 フリーコード



2 0010231 B14A54XXXX0010231# (RTD10) RLE60 94718



■ご契約内容変更のご連絡先

上記カスタマーセンターにご連絡いただくか、当社ホームページへアクセスください(電話での受付時間は当社ホームページでご確認ください)。ご住所やご契約のお車の変更など一部の変更手続きは、当社ホームページで24時間受付しています。⇒ <https://www.aioinssaydowa.co.jp/>



■事故のご連絡先

日本生命お客さま専用ダイヤル TEL 0120-49-1012

確認日 令和 5年10月31日 作成日 令和 5年11月13日

あいおいニッセイ同和損保の自動車保険をご利用いただきまして誠にありがとうございます。さて、このたびお申し出いただきました下記保険契約の変更手続きが完了いたしましたので、お知らせ申し上げます。このお知らせの記載内容がお申出内容と相違している場合は、直ちにご契約の代理店・振替/仲立人または当社にご連絡ください。

証券番号	
保険種類	タフ・クルマの保険 (個人総合自動車保険)
払込方法	年払 (口座振替) 初回保険料口座振替
登録番号 または車台番号	
保険期間	令和 4年12月15日 午後 4時から 令和 7年12月15日 午後 4時まで

変更日 令和 5年10月31日

車両入替、保険金額 (増・減)

変更事由	
------	--

追加保険料	400円
-------	------

払込期日	令和 5年12月 末日	長期契約第2年度新分割保険料 (1回分) : 66,590円
		長期契約第3年度新分割保険料 (1回分) : 64,400円

初回追加保険料払込取扱票・請求書持特約

保険契約変更の内容

ご契約のお車

車名 N-BOX
登録番号 [REDACTED]
型式 JF5
車台番号 [REDACTED]
排気量 0.65 L
用途車種 自家用軽四輪乗用車
初度登録年月 令和 5年10月
車検満了日 令和 8年10月29日
車両所有者氏名 藤井 聡子 様
所有権留保・リース 追加
料率クラス 車両: 2 対人・自損: 2 対物: 2 傷害: 2
装備・装置等 衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 有
割引・割増等
その他 ASV割引
新車割引

補償内容と保険金額

車両保険金額 95万円の増額
長期車両保険金額 2年目 105万円の増額
3年目 75万円の増額
その他の特約等 契約内容変更の書面省略 あり

このお知らせには保険契約に関する重要な内容が記載されていますので、内容をご確認のうえ、証券または継続証とともに大切に保管してください。なお、変更後の新証券は発行されません。上記作成日以降の最新のご契約内容は裏面をご参照ください。

約款コード

発送区分 K (特)

写し 送付区分 1 日報部課 EAD63 計上月 T1 日報番号 A542

特約

事故のご連絡の際にお伝えいただきたいこと

- ① 証券番号 [REDACTED]
- ② 登録番号 [REDACTED]
- ③ お客さま [REDACTED] 様

④ ご連絡者およびお車の運転者のお名前とご連絡先

事故のご連絡をいただいた際、以下のような内容もお尋ねしますので、可能な範囲でご確認をお願いいたします。
① いつ (事故日) ② どこで (事故発生場所: 都道府県市区町○〇付近)
③ 誰が出発者名等 ④ 目撃者の有無 (氏名・住所・連絡がとれる電話番号)
⑤ 事故の状況・お車の状況 (そのままだと連絡がとれることが可能か等)

あいおいニッセイ同和損保 安心カード

もしも事故が起きたら... 【お知らせ】「お知らせ」以下の対応をお知りください。
その場での対応は、以下のとおりです。

- 1 事故の発生 119番
- 2 警察署への届出 in110番
- 3 相手の方へ連絡 (住所・住所 電話番号等)
- 4 自身の届出 (住所・住所 電話番号等)

5 下記にご連絡ください 【受付時間】24時間365日 / スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけます

故障・トラブルでも 日本生命お客さま専用ダイヤル TEL 0120-49-1012

スマートフォンをお持ちの場合はこちらからご連絡ください。

おかけ間違いにご注意ください。

代理店・振替/仲立人 日本生命 [REDACTED]



出張報告書

令和5年 11月 23日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏 藤井 載子

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 福岡市の行政DX及び戦略的広報、佐賀県産業スマート化センターについて

2. 期間 令和5年10月12日(木)～ 令和5年10月13日(金)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	10月12日(木)	13:00～15:30	福岡市役所(福岡県福岡市)
②	10月13日(金)	10:00～12:00	佐賀県産業スマート化センター(佐賀県佐賀市)

4. 面談者

・福岡市役所

総務企画局 DX戦略部 データ活用推進課 課長

総務企画局 DX戦略部 データ活用推進課 係長

総務企画局 DX戦略部 DX戦略課 DX戦略係長

・佐賀県産業スマート化センター

福岡市市長室 広報戦略室広報戦略課長

福岡市市長室 広報戦略室広報戦略課 広報第3係長

福岡市市長室 広報戦略室広報戦略課 企画係長

福岡市役所 市長室広報戦略室 広報課長

福岡市 こども未来局 こども政策部 こども政策課 こども政策課長

福岡市 こども未来局 こども政策部 こども政策課 企画係長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

「福岡市の行政DX及び戦略的広報」

DX 推進の背景として、デジタル技術の飛躍的な発展があるが、新型コロナウイルス感染症の発生を機に行政サービスのデジタル化の遅れが明らかになった。

区役所等の窓口に行かなくても手続きが完結するノンストップ行政の実現に関しては、市民が時間や場所の制約なく行政サービスを受ける事ができる利便性の向上が図られる。

また、市民ニーズの多様化に対応するため、業務の効率化により生じた人的資源を人のぬくもりが必要な分野でのきめ細かな対応や新たな行政課題の解決へ振り向けりことなどにより、これからの時代にふさわしい市民のサービスを実現していくことが必要である。

この言葉には重みがあり、実際に令和4年度末の目標であった年間処理件数の90%以上をオンライン化、75%以上をオンライン完結している。

堺市にもこの実行力が必要であると感じた。

行政手続きのオンライン化は令和3年4月のリリース後、市内の高齢者向けパソコン教室の協力を得て、受講生の皆さんに実際に使用してもらい、感想や改善点などの意見を徴収し令和3年7月に機能追加などをリニューアルし更に使いやすく改善している。

本市も見習うべきである。

更に、PC やスマートフォンを持っていない、使いこなせていない高齢者も区役所から遠い地域に住んでいる方も近くの公民館でモニター越しに職員と話しながら手続きや相談が出来る、リモート窓口を令和4年度は離島を含め10か所設置している。

福岡市の各小学校校区には公民館があり実現出来ている取組みだが、高齢化が進む中で福祉・介護・健康・医療に関する相談ニーズが増えている。

以前、包括支援センターでのLINE通話で顔の見える相談体制を要望したが、本市も取組みを進めるべきであると確信した。

「福岡市広報戦略室」

福岡市の人口は1,641,854人で堺市の約倍であるが、世帯数は堺市が371,909世帯に対し、福岡市は870,597世帯であり、単身赴任や一人暮らしの学生が多いのが特徴である。

主なSNS等の運用は、X(旧Twitter)・Facebook・インスタグラム・LINEであるが、Xは即時性のあるもの、Facebookは市の取組み告知、インスタグラムは市の魅力やシティプロモーション、LINEは道路の不具合等生活にそったものと役割を決めて発信している。

フォロワー数もXは93,000人、Facebookは10,000人、インスタグラムは52,000人、LINEは1,860,000人を超えている。これは、LINE福岡とH24年に協定を結び、過去2回LINEスタンプを配布。このことにより、毎年4~5万人フォロワーが増えている。

また、シティプロモーションサイト「Fukuoka Facts」では、県内アクセスが50%、県外首都圏が23%、関西が7%と県外にも魅力を発信している。

情報発信に関する全庁的マネジメントは見習うべきである。

市政だよりは月2回発行していて、住民の90%が市政だよりから情報を得ている。

月2回というのは流石に厳しいと思うが、市政だよりが身近にある点は非常に評価出来る。

更に、子育て支援策に力を入れていて、長い目線で発信を続けている。

市政記者クラブとの連携、市の行事の発信時期、世の中の流れを読む、市長会見等でPR出来るポイントをアップする、市政アンケートを年に1回する等、意識の高さが伺える。

本市に活かせる取組みを提案していく。

「佐賀県産業スマート化センター」

佐賀県内産業のDX実現に向けて、必要なAIやIoTなどの先進技術を活用することで、産業の生産性向上や新ビジネスの創出を支援するとともに本質的な課題を発見し、ITの力によって解決していく。

具体的なセンターの機能、①「先進技術の体験」AIやIoTといった製品を体験できる場の提供
②「セミナー・イベント」DXに対する人材育成 ③「マッチング」サポーターティングカンパニーとのマッチング ④「DXリサーチ」DX簡易診断による現状の見える化 ⑤「オンライン相談」場所を問わない相談サービス の5つの機能により県内企業のDX実現を支援している。

- ・佐賀から世界を目指せる起業環境 数が少ない(田舎)ほど多様なイノベーションが生まれる。
- ・KPIを大切に 目標を定める→アワード受賞など
- ・DX人材育成 安易に補助金を出さない。
- ・スタートアップの個別指導 あえて分けることで専門性を最大活用。

など具体的な事例の他に

- ・年によってやる事が変わる→ずっとやっている事業はない、変化していく。
- ・外郭団体に委託するとマンネリ化する。
- ・月100件の問い合わせがあるが、リアルタイムでコミュニケーションをとる。

など心に刺さる言葉も多かった。

また、歴史産業にも関わっておられ、その人が生きているうちにデジタルで伝統を残す。この先をどう描くかを相談し引き出し、過去の技術をデータで残す取組みされている。

歴史ある本市でもこの取組みをするべきである。

<そのモヤモヤを明日のワクワクに！> 対応頂いた皆様からこの言葉通り熱いパワーを感じました。私もその姿勢を見習い取組みを進める。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10-2・10-3・10-6・10-7・10-8・10-9・10-10・10-12・10-13